

終活ハンドブックの決定版

あなたの“終活を” 大成功に導く



公認会計士 税理士 不動産鑑定士補

実藤 秀志 著

終活ハンドブックの決定版
あなたの“終活”を大成功に導く

実藤 秀志

はじめに

終活とはなんでしょうか。ウィキペディアによれば「人生の終わりのための活動の略で、人間が人生の最期を迎えるにあたって執るさまざまな準備やそこに向けた人生の総括を意味する」とあります。

人生の終わりとは一般に「死ぬ」ということです。そうです、人間が生まれてきて100パーセント確実なことは、この死ぬということなのです。ですから、濃淡の差こそあれ、人間は生まれてきたら、いつ、何をするかは別にして、何らかの形で終活をしなければならないのです。

それでは終活が何故必要かですが、ひとつは「あなたの人生の最後を飾るための準備」として、もうひとつは「残された遺族等に迷惑をかけない」という2点があります。

さて、終活という言葉は、2009年に登場、2012年にはその年の流行語大賞のトップ10にもはいましたので、かなり一般にも定着してきたと思います。それに伴い終活関係の書籍は数多出版されましたが、どの本も横断的に項目を並べた本ばかりで、終活を順序立ててされたい方には、わかり難いものとなっています。

そこで、本書では、終活をまずⅠ事前編とⅡ事後編に分けました。Ⅰ事前編はあなたが生前すべきことを順番で書きました。具体的には、財産の管理・処分から始まり、最

後の「エンディングノート」の作成まで、本書の記述順に行うことをお勧めします。

Ⅱ事後編はあなたが亡くなった後のことですが、遺族の方々の参考と、あなたが遺族等の立場になった場合の参考という意味合いもあり、書いてみました。

本書は、50代以上の方を対象に、私があなただの立場に立ってどうすれば終活を大成功に導けるかという想いで執筆しました。

本書が皆様の終活に役立てば幸いです。

もくじ

はじめに／4

I 事前編

第1章 財産の管理・処分／9

1. 財産を知ろう／10
2. 贈与の検討／13
3. 不要な財産の処分／17
4. 遺言をする／22

第2章 お墓選び／27

1. 3つの道／28
2. 墓地を選ぶ／29
3. お墓の種類と内容／31
4. 納骨堂／32
5. ちょっと変わったお骨供養のスタイル／34
6. お墓のお値段／35
7. 墓じまい／37

第3章 葬儀を決める／41

1. 自分らしい葬儀／42
2. 葬儀スタイル／43
3. 葬儀社の選び方／46
4. 葬儀の費用／47
5. 生前葬とお別れ会／48
6. 葬儀楽々メモの作成／50

第4章 「エンディングノート」の作成／59

1. 「エンディングノート」とは／60
2. どこで入手するか／62
3. 何を書くか／66
4. 介護と医療／68

II 事後編

第5章 葬儀とその後の手続／75

1. 亡くなった日の手続／76
2. 通夜・葬儀／78
3. 亡くなった後の手続／79

第6章 相続税／87

1. 相続の前にすべき手続／88
2. 相続税申告前にすべきこと／89
3. 相続税の申告／91
4. 税務調査／93

イラスト：『いらすとや』

I 事前編

第1章

財産の管理・処分



1. 財産を知ろう

あなたの終活を大成功に導く第一歩として、財産の管理・処分は非常に大切なことです。やはり、人間お金がなくては生きていけませんし、財産をめぐるトラブルも多いことから、財産の管理・処分をきっちり行っておくべきです。

本書は基本的に50代以上の人を対象としていますから、あなたが本書を手にとった時点で、いわゆる財産の棚卸（財産額がいくらかの試算）をされてみてはいかがでしょうか。

そのためのツールとして、拙著「老後破産しないための『6,000万円獲得大作戦』」で掲載した「財産表」を以下に乗せておきます。

財産表の詳しい書き方と説明は拙著にゆずるとして、あなたはまず大雑把でいいので、ご自身の財産表を埋めてみて下さい。

もちろん、この場合は預金などのプラスの財産である資産から住宅ローンなどのマイナスの財産である負債が差し引かれて財産が算出されます。

財 産 表

年 月 日現在

項 目	細 目	金額（円）
資 産	現 預 金	
	有 価 証 券	
	自 宅	
	そ の 他 不 動 産	
	車 両 な ど	
	そ の 他	
	資 産 合 計	
負 債	住 宅 ロ ー ン	
	そ の 他 借 入 金	
	未 払 金	
	そ の 他	
	負 債 合 計	
財産	資 産 マイナス 負債	

さて、財産表に記入された金額についてですが、例えば不動産は一物四価と言われています。不動産価格には、

- ① 売買時価
- ② 公示価格
- ③ 路線価
- ④ 固定資産税評価額

の4つがあり、各々が異なっています。

この財産表の金額を全て相続税評価額で記入すれば、あなたが本日もし亡くなった場合の相続税額の試算の有力な資料となるわけです。ただ、ここまですることは、70代以上の方にお勧めですが。

実際の相続税の試算をされたい方は、特に不動産をいろいろ持っているとその評価が複雑ですから、税理士などの専門家に相談されてみることも一法です。

2. 贈与の検討

あなたの財産額を把握したら、次は贈与を検討してみたいかがでしょうか。

贈与の効用としては、「贈与することによって子供や配偶者などとの円滑な人間関係を築き」、そして、「節税にもなる」というように、人間はお金をもらって悪い気のする人は誰もいないはずです。

税理士という立場から贈与税について少し詳しくご説明したいと思います。

贈与税とは、贈与された者（受贈者）が支払う税金で、原則として、年110万円まで非課税とされています。これを暦年贈与と呼んでいます。

あなたが金持ちとして、この暦年贈与を使って年100万円を10年間、あなたの妻と2人の子供3人に贈与したとすれば、
3,000万円（100万円×3人×10年）
の財産を移転させることができます。

なお、この場合、きちんと贈与であることの証拠を残しておくため、

- ① 贈与契約書を作る
- ② 振込をして資金の移動の証拠を残す
- ③ 印鑑や通帳は各自で管理する

必要があります。

次に、贈与税の特例について説明します。一番有名なものとしては、「贈与税の配偶者控除」ではないでしょうか。

この特例は、婚姻期間 20 年以上の夫婦間における居住用不動産（自宅とその敷地）の贈与で、非課税枠 110 万円の他、夫婦間では別枠で 2,000 万円、合計 2,110 万円が非課税となるものです。

なお、以下の特例を使う場合も同様ですが、贈与税や相続税の特例を使う場合、たとえ税額がゼロであっても、必ず税金の申告自体はしなければなりません。

次の特例は、「直系尊属からの住宅取得等資金」の贈与の特例です。

この特例は、受贈者が 20 歳以上の場合、直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合に非課税となる特例ですが、非課税となる枠が、年などによって異なるため、適用要件を十分に吟味する必要があります。

続いての特例は、「直系尊属からの教育資金の一括贈与の特例」です。

この特例は、30 歳未満の受贈者が、教育資金に充てるため、直系尊属から贈与を受けた場合、受贈者 1 人につき 1,500 万円まで非課税とされるものです。

最後に最近創設された特例で、「直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与の特例」があります。

この特例は、20 歳以上 50 歳未満の受贈者が、結婚・子育て資金に充てるため、直系尊属から支出された金銭のうち、受贈

者1人あたり1,000万円まで非課税となるものです。

さて、以上は暦年贈与にまつわる原則と特例でしたが、次の「相続時精算課税」を使うと、暦年贈与にかかわるものは一切できなくなります。

相続時精算課税は、60歳以上の父母や祖父母から、20歳以上の子や孫が受けた贈与について、あらかじめ税務署に届出をすることによって、2,500万円までの特別控除を受けられ、それを超えた贈与について一律20パーセントの税率で課税される制度です。

この制度は、贈与されたものが、相続時に財産に戻されることから節税には向いてない制度とされています。

以上のことから、贈与については、110万円の基礎控除による暦年課税と、2,500万円の特別控除による相続時精算課税の2つがあるのです。

では、たとえば、あなたに今7,000万円の財産があった場合に、いずれの贈与の制度が有利か最後にシュミレーションしてみることになります。

仮に、3,000万円を10年間3人の子と妻に前述のように贈与すると、あなたの財産7,000万円のうち3,000万円を無税で贈与できます。残りの財産4,000万円についても、後述の相続税の非課税限度額4,200万円（3,000万円+600万円×3人）以内のため、相続税もかかりません。

他方、相続時精算課税で子供2人に1,000万円と2,000万円、合計3,000万円を贈与した場合（妻にはこの制度を使えないの

で)、贈与税はゼロですが、相続時に贈与した3,000万円が引き戻され、相続財産は4,000万円ではなく7,000万円となり、相続税が課税されるのです。

こうみると、暦年贈与は意外と威力があることがわかるかと思えます。

さて、節税という点では、世の中では「借入によるアパート経営」とか、「タワーマンション節税」とかいろいろありますが、これらは一長一短あり、私は税理士という立場からお勧めしていません。

3. 不要な財産の処分

財産の棚卸、贈与の後にあなたがすべきことは、不要な財産の処分です。なぜこのことが贈与の後かと言うと、不要な財産なんて誰ももらいたがらないからです。

私が真っ先に不要と考える財産は「使っていない不動産」です。こうした不動産は固定資産税などのコストがかかる上、災害などがあれば修復しなければならないことがあるからです。

不動産はおそらく人生でも一番の大きな買い物でしょうが、それを処分する場合もいろいろたいへんで、税金も気にかかる場所です。

土地や建物などの不動産を売却した場合の税金は、「所有期限5年以下」と「5年超」に分けて計算され、前者を短期所有譲渡、後者を長期所有譲渡とよんで、以下の税率によって課税されます。これらには、復興特別所得税も含まれています。

	所得 税	住 民 税	合 計
短期所有譲渡	30.63%	9%	39.63%
長期所有譲渡	15.315%	5%	20.315%

たとえば、所有期間5年超の不動産を売却して、所得（売却益）が3,000万円であれば、税金は609,450円（3,000万円×20.315%）になり、手取額は2,390,450円（3,000万円－609,450

円) になります。

不動産の次に高額で処分したいものとしては、「使わないゴルフ会員権」が挙げられます。

ゴルフ会員権の税金については、以下の算式で計算される課税所得に対して、譲渡所得として、給与所得などと合わせて他の所得と合算され総合課税されます。

売却価格－購入費用－譲渡費用－特別控除額 (50 万円) = 譲渡所得

次に、「車」も場合によって高価なものとなりますが、「使用していない車」などは、ぜひ処分したいものです。車は駐車料やガソリン代の他、車検代などもかかり、維持が意外とたいへんなのです。

さて、所得税の課されないものとして、「家具、什器、通勤用の自動車、衣服などの生活に通常必要な動産」とあり、基本的に事業用の車などでなければ、売却益が出たとしても、税金はかからないものと考えてもらって結構です。

ここからは私の体験も踏まえてのことですが、昨年 10 月に私の父親が亡くなりましたが、父の蔵書の整理がたいへんでした。何せ、ダンボール箱で千箱以上、本の冊数では一万冊は軽く超えていたのではないのでしょうか。ですから、生前に必要な本と不要な本を区分けし、「ブックオフ」などに早目に不要な本の処分をお願いしてもよかったかなと後で思いました。

最近では「断捨離」という言葉も流行りました。その意味するところは、自分の身の廻りで不要となったものを整理し、処分して、スッキリさせることです。

あるサイトによれば、断捨離したいもののランキングは、次

のようなものでした。

- 第1位 洋服
- 第2位 本・雑誌
- 第3位 靴
- 第4位 食器類
- 第5位 おもちゃ・ぬいぐるみ

また、遺族が処理に困る遺品のランキングは、次のとおりでした。

- 第1位 写真
- 第2位 布団
- 第3位 本
- 第4位 コレクション
- 第5位 衣類

『筆子ジャーナル』というブログでは、「断捨離をスピードアップする7つのコツ」を以下のとおり紹介しており、これは参考になると思います。

- ① タイムリミットをもうける
- ② 誰でもできる簡単な作業から着手する
- ③ 不用品をお金にすることを考えない
- ④ とりあえず箱に詰めてみる

- ⑤ 家具から捨てる
- ⑥ いちいち中を確認しない
- ⑦ いちいち迷わない

さて、このことに関して私が少しびっくりした本に『実家のたたみ方』千葉利宏著（SHOEISHA）があります。

この本の章立ても刺激的で、以下のようになっていますので、もしご興味あれば一読をお勧めします。

- 第1章 あなたは実家を継ぎますか？
- 第2章 実家をたたむ準備を始める
- 第3章 家をたたむための基礎知識
- 第4章 実家のたたみ方（田舎編）
- 第5章 実家のたたみ方（都市部編）

実に刺激的な章立てではないでしょうか。

そして、このこととも関連して「空き家」の問題も今後大きくクローズアップされそうです。

何年か前に「空き家対策特別措置法」が施行され、空き家のままでは固定資産税が6倍になってしまうことがあるのです。

基本的な対策としては、

- ① 自分の持ち家にして、自分で住む
- ② 賃貸にする
- ③ 売却する

の3つしかありません。

最近さらに所得税においても空き家の譲渡の特例が創設されました。この特例は、一定の空き家を譲渡した場合、その譲渡所得に対して3,000万円の特別控除が受けられるのですが、それを受けるための要件として、譲渡価額が1億円以下は良いとしても、

- ① 耐震リフォームか更地にしなければならないこと
- ② 亡くなった人が相続開始までに居住していなければならなかったなどのハードルが少し高いため、その実効性には疑問があります。

4. 遺言をする

財産を管理・処分し、贈与をして、不要な財産を処分すれば、あなたの財産はピカピカに光っているかと思われます。

そこで、あなたの財産関係の締めくくりとして、「遺言をする」ことをお勧めします。

遺言（ゆいごん、いごん、いげん）とは、「ウィキペディア」によれば、「日常用語としては形式や内容にかかわらず広く故人が自らの死後のために遺した言葉や文章をいう。日常用語としてはゆいごんと読まれることが多い。このうち民法上の法律制度における遺言は、死後の法律関係を定めるための最終意思の表示」をいいます。なぜこんなに長々と引用したかと言うと、遺言は死後の財産の帰属のみでなく、あなたの「想い」を率直に書くことが一番だと言いたかったのです。

遺言をすれば、それは法的に「遺産分割方法の指定」とされていることから、基本的に遺言どおり財産は相続人に帰属していきます。ただ、やっかいなのは「遺留分」の問題があります。

遺留分とは、被相続人の兄弟姉妹以外の相続人に対して留保された相続財産の割合のことで、いわばあなたが必ずもらえる保証のある相続財産のとり分と言い換えていいかもしれません。

ただし、遺留分の行使期間は定まっておらず基本的に相続開始から1年間です。

さて、気になる遺留分の割合ですが、法定相続分の関係から、次の表のとおりです。

相続人		法定相続分	遺留分
第一順位	配偶者	1/2	1/4
	子	1/2	1/4
第二順位	配偶者	2/3	2/6
	直系尊属	1/3	1/6
第三順位	配偶者	3/4	1/2
	兄弟姉妹	1/4	0
配偶者のみ		全部	1/2
直系尊属のみ		全部	1/3

次に、「遺言をいつすべきか」ですが、死期に近づくまで待つことはありません。

遺言は、満15歳以上になればいつでもできますが、高齢になり認知症になったりすると、遺言の効力自体が無効になることもありますから、元気なうちにされることをお勧めします。もちろん、遺言はあなたの最終の意思を尊重するものですが、訂正や取消しは何回でもできます。

では、遺言には、どのような方式があるのでしょうか。基本的には、以下の3つの方式があります。

遺言の方式	公正証書遺言	遺言者が、公証人と証人 2 人以上の立会いのうえで、口頭で述べた内容を公証人が公証証書として作成する方式
	自筆証書遺言	遺言者が遺言書の全文、日付および氏名を自筆し、押印して作る方式
	秘密証書遺言	遺言内容を秘密にしておくための方式

簡単なのは「自筆証書遺言」ですが、実際に選ばれているのは「公正証書遺言」です。

なぜなら、自筆証書遺言ですと、相続後の登記や預金の引き出しに手間と時間がかかることがあるからです。

しかし、公正証書遺言もネックがあります。次の手数料がかかることです。

目的財産の価額	手数料の額
100 万円まで	5,000 円
200 万円まで	7,000 円
500 万円まで	11,000 円
1,000 万円まで	17,000 円
3,000 万円まで	23,000 円
5,000 万円まで	29,000 円
1 億円まで	43,000 円

1億円を超える部分については、

1億円を超え3億円まで	5,000万円毎に	1万3,000円
3億円を超え10億円まで	5,000万円毎に	1万1,000円
10億円を超える部分	5,000万円毎に	8,000円

がそれぞれ加算されます。

なお、公正証書遺言をするときは、以下の資料を用意しておく
とスムーズにできます。

- ① 遺言者本人の本人確認資料（印鑑登録証明書又は運転免許証、住基カード等写真入りの公的機関の発行した証明書のいずれか一つ。）
- ② 遺言者と相続人との続柄が分かる戸籍謄本
- ③ 財産を相続人以外の人に遺贈する場合には、その人の住民票（法人の場合には資格証明書）
- ④ 財産の中に不動産がある場合には、その登記事項証明書（登記簿謄本）と、固定資産評価証明書又は固定資産税・都市計画税納税通知書中の課税明細書
- ⑤ なお、前記のように、公正証書遺言をする場合には、証人二人が必要ですが、遺言者の方で証人を用意される場合には、証人予定者のお名前、住所、生年月日及び職業をメモしたもの

以上のことから、あなたが遺言するにあたり、

- ① 公正証書遺言の方式で行うこと
- ② 遺留分に注意して遺言すること

の2点に気をつけて、元気なうちにして下さい。

第2章 お墓選び



1. 3つの道

お墓を買うとは、その使用权を買うことですが、近年葬儀の自由化が急速に進み、「墓は要らない」という考え方の人達も急増しています。

そして、あなたの考えるべき道は、次の3つしか基本的にならないのです。

- ① お墓を引き継ぐ
- ② 新しいお墓を作る
- ③ お墓に入らない

まず、お墓を引き継ぐとは、基本的に今のお墓を守っていくという考え方で、ちなみに私の家のお墓は練馬の「法融寺」というお寺にお墓があり、今私が守っている最中です。

次に、新しくお墓を作るとは、基本的に今あるお墓を整理して、新しいものを作ることですから、後出の墓じまいの問題と直結することとされます。

最後のお墓に入らないということは、「樹木葬」や「宇宙葬」などに通じる考え方といえます。

第2章 お墓選び